

# 公取近畿だより

## 第158号(令和8年1月号)



## トピックス

- 1 近畿中国四国事務所長の新年の御挨拶
  - 2 福井地区における有識者と懇談会を行いました。
  - 3 センコー株式会社に対して勧告を行いました。
  - 4 近畿中国四国事務所からのお知らせ(研修会等の御案内)

## 1 近畿中国四国事務所長の新年の御挨拶

新年明けましておめでとうございます。

昨年は、近畿中国四国事務所では、取適法（旧下請法）違反事件・景品表示法違反事件の措置・公表や積極的な広報・広聴活動を通じ、管内の公正かつ自由な競争環境づくりに尽力しました。

本年は、引き続き、管内における厳正な法執行のほか、取適法の周知活動をはじめとする取引適正化に向けた取組、国民の信頼確保に向けた広報・広聴活動を進めてまいります。

競争は、経済の活力の源であり、成長と分配の好循環が達成されるよう、尽力してまいりたいと思います。

本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

令和8年1月 近畿中国四国事務所長 南 雅晴

### 【問い合わせ先】

公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 総務課

TEL 06-6941-2173 FAX 06-6943-7214

kinki\_kouhou2173@jftc.go.jp

## 2 福井地区における有識者と懇談会を行いました。

公正取引委員会は、毎年度、全国の主要都市において、主要経済団体、報道関係者等の有識者と当委員会の委員等との懇談会を開催しており、当事務所では、令和7年12月2日、福井市において、有識者の方との懇談会を行いました。

当日は、公正取引委員会から、最近の活動状況を御説明しました。また、有識者の方から、福井県内の価格転嫁の状況や価格転嫁を阻害している要因などについて御説明をいただきました。

さらに、公正取引委員会に対し、

- ・ 価格転嫁について、中小受託取引適正化法の対象外の取引も含め、業界全体に浸透するような取組み
- ・ 中小受託取引適正化法に関する広報を強化し、受託者が相談をしやすい体制の構築

などの御要望をいただきました。

公正取引委員会では、これらの御説明や御要望を踏まえ、今後とも独占禁止法等の的確な運用に努めてまいります。本懇談会の開催に当たり、御協力をいただきました皆様には、厚く御礼を申し上げます。

### 【御出席いただいた有識者（五十音順）】

福井県中小企業団体中央会	会長	加藤 英樹	様
株式会社福井新聞社	取締役編集本部編集局長	加藤 祐一	様
福井県商工会連合会	会長	白崎 誠一	様
福井県経営者協会	会長	光野 稔	様
福井県商工会議所連合会	会頭	八木 誠一郎	様

### 【懇談会の様子】



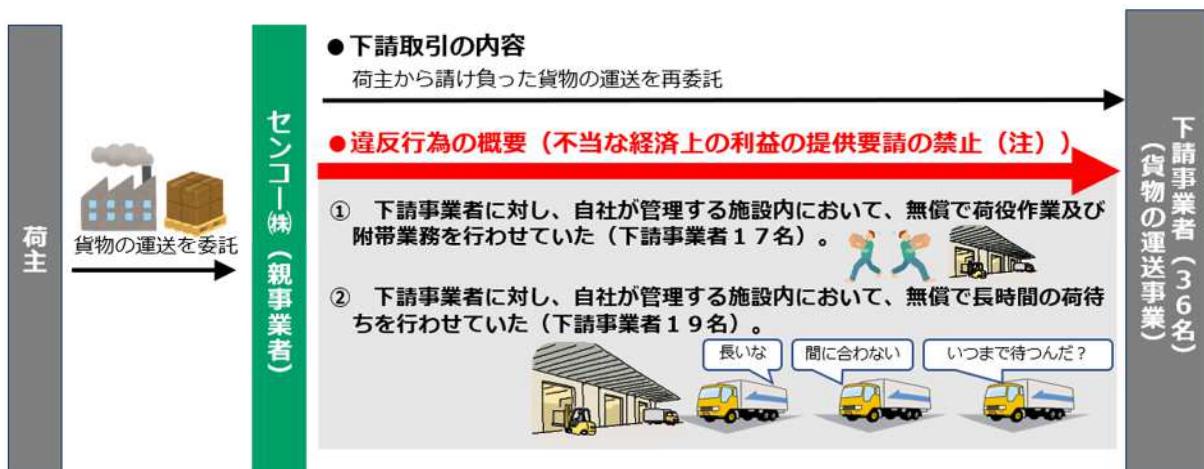
### 3 センコー株式会社に対して勧告を行いました。

公正取引委員会は、令和7年12月12日、センコー株式会社に対し、勧告を行いました。

センコーは、荷主から請け負った貨物の運送を再委託していた下請事業者に対し、自社が管理する施設内において、無償で荷役作業及びその他運送に附帯する業務並びに長時間の荷待ちを行わせていました。荷役作業及びその他運送に附帯する業務を行わせていた下請事業者は17名、長時間の荷待ちを行わせていた下請事業者は19名でした。

公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所では、勧告日当日に、記者会見を行い、事案の内容について説明しました。

本件の詳細は右記のQRコードを通じて、  
公正取引委員会のウェブサイトを御覧ください。



【記者会見の様子：報道各社に御説明し、各社を通じて周知を行いました。】



#### 4 近畿中国四国事務所からのお知らせ(研修会等の御案内)

**＼中小企業団体向け☆取引改善のススメ／**

# 出張！トリテキ会議

<取引適正化推進>

  
公式キャラ  
どっくん

◆『労務費転嫁指針』を策定しました！

狙いは、賃上げ原資を確保するための『労務費の価格転嫁』でございます

◆取引改善に役立つ最新情報を届けします！

◆『トリテキ(取適)法』で手形払が禁止されます！

中小受託事業者の利益保護のため、対象取引において、手形による支払が禁止されます



物価高だし、従業員の給料を上げてあげたい、だけど元手が…

値上げをお願いしてみたけれど、価格協議に応じてくれない…

資金繰りが大変なんだけれどな…

公正取引委員会では、今後も中小事業者団体向けの広報・広聴企画「出張！トリテキ会議」を全国津々浦々で開催してまいります

～お気軽にお問い合わせください～

近畿中国四国事務所 下請課

06(6941)2176(直通)

1月から取引適正化調査課になりました！！

#### 官製談合防止法に係る研修会の開催について

発注担当者等による官製談合防止法（入札談合関与行為等防止法）の違反例が後を絶たないところ、公正取引委員会は、同法に関する理解を深めていただくため、官公庁、独立行政法人等向けに、研修会への講師派遣等を行っております。

研修会等の開催を検討されている官公庁等様におかれましては、お気軽に御連絡ください（オンライン開催もご相談ください）。よろしければ、貴組織内の職員向け研修の企画部門や、御関連がある地方公共団体、傘下の出資法人等にも御案内いただければ幸いです。

【お問い合わせ先】 経済取引指導官 電話：06-6941-2174

以上

4